平成２６年（フ）第６号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地235　シュタットハウス中条105号
債務者　時田　明人
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第７号
静岡県富士市松岡1067番地の４ソシアかりがね101号、前住所静岡県富士市松岡605番地の１
債務者　望月　優美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１号
愛知県一宮市貴船町４丁目８番地１　アミティー貴船Ａ棟202号
債務者　柴田　梅子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４４５号
和歌山市延時119番地の３
債務者　池上塗装店こと　池上　正廣
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５４号
和歌山市和歌川町７番41号　パレーシャル和歌川101号
債務者　関　貴美子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
和歌山市秋葉町４番21号　秋葉山マンション105号
債務者　土谷　和準
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０号
山口県周南市大字徳山7813番地の１市営栗坪第４住宅102号
債務者　内山　典子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２号
山口県周南市大内町５番大内県営住宅６棟203号
債務者　松田　光弘
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１０９号
山口県宇部市大字東須恵240番地７
債務者　藤岡美知子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４４２号
千葉県松戸市常盤平柳町９番地12
破産者　有限会社ハッピーライフ
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１１号
群馬県富岡市野上2547番地
破産者　株式会社佐藤電子製作所
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第６６号
群馬県高崎市北原町69番地５
破産者　株式会社栗原組
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４８号
神奈川県平塚市東八幡２丁目９番31号
破産者　株式会社東邦
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７７９号
名古屋市昭和区折戸町５丁目33番地
破産者　森井タイル株式会社
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
三重県伊賀市島ヶ原12141番地
破産者　クリーニングのグロサリーこと　川上　正己
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２６号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7359番地１、前住所広島県東広島市八本松町原7230番地　エレガンシア・コリーヌⅡ101号
破産者　下井倉秀美（旧姓烏丸）
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
静岡県浜松市中区上島１丁目19番４号
破産者　スカイ土地開発株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島210番地１
破産者　長井　　功
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部